

小美玉市社協 ふくしの便利帳

●あなたとつくるふれあいのまち●



社会福祉
法人

小美玉市社会福祉協議会

あなたとつくるふれあいのまち

目 次

目 次	
●社会福祉協議会とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の基本理念・基本目標・財源・組織図 1
●社協の財源はどこから？	<ul style="list-style-type: none"> ・社協会員会費 2 ・赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金 3 ・善意銀行 4
●ボランティアや福祉に興味のある人のために	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター 5 ・ふくしの出前講座 6 ・各種教室・講座等 7
●地域づくりのために	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉懇談会 8 ・福祉員活動 9 ・各種広報活動（ホームページ・社協だより・福祉にっこりまつり） 10 ・生活支援体制整備事業（いい輪ネット） 11 ・行事機器の貸し出し 12, 13
●子どもたちのために	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい体験学習（チャレンジ教室・ふれあいキャンプ・ボラ★チャレ） 8 ・おみたま子どもヘルパー 14 ・子育て広場 14
●高齢者のために	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン 15 ・サロン・ド・おがわたまり／サロン・ド・みのり 15 ・ふれあい給食会 16 ・配食サービス 16 ・お買い物バスツアー（生きがい外出サポート事業） 17 ・介護予防教室みのり／たまり／ともいき 18
●介護、支援サービスが必要な方のために	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉社協ケアプランセンター玉里 19 ・小美玉社協ヘルパーセンター小川／美野里 20 ・小美玉社協デイサービスセンター玉里 21
●障がい児・者のために	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉社協支援センター小川／美野里 22 ・小美玉社協相談支援事業所小川／美野里 23 ・地域活動支援センターかんな 24 ・障がい児家族交流事業 24 ・障がい児学童クラブ（日中一時支援事業） 25 ・ともだちサロン 25
●在宅介護を応援するために	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスセンター 26 ・福祉機器の貸し出し 27 ・車いす送迎車（福祉車両）の貸し出し 28 ・介護者のつどい 29 ・オレンジカフェ 29
●困っている人のために	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステム推進事業 30 ・シニア総合相談窓口おがわ／みのり 31 ・心配ごと相談（弁護士相談・一般相談） 32 ・生活福祉資金貸付 33 ・小口貸付資金 33 ・日常生活自立支援事業 34
●その他の福祉のために	<ul style="list-style-type: none"> ・公益事業 保健福祉施設の管理運営 35 ・収益事業 ランチ＆カフェ木もれ陽 36 ・収益事業 四季健康館売店 36 ・収益事業 自動販売機の設置 36

社会福祉協議会（社協）とは？

基本理念

「社会福祉協議会（社協）」は、社会福祉法に基づく非営利の民間組織です。全ての都道府県や市・区町村に設置されており、地域に暮らす皆さまのほか、民生委員・児童委員、福祉施設、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」を進めており、本会では“あなたとつくるふれあいのまち”を基本理念としています。

基本目標

民間組織としての即応性、開拓性、柔軟性と行政との連携から生じる公共性を生かし、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。

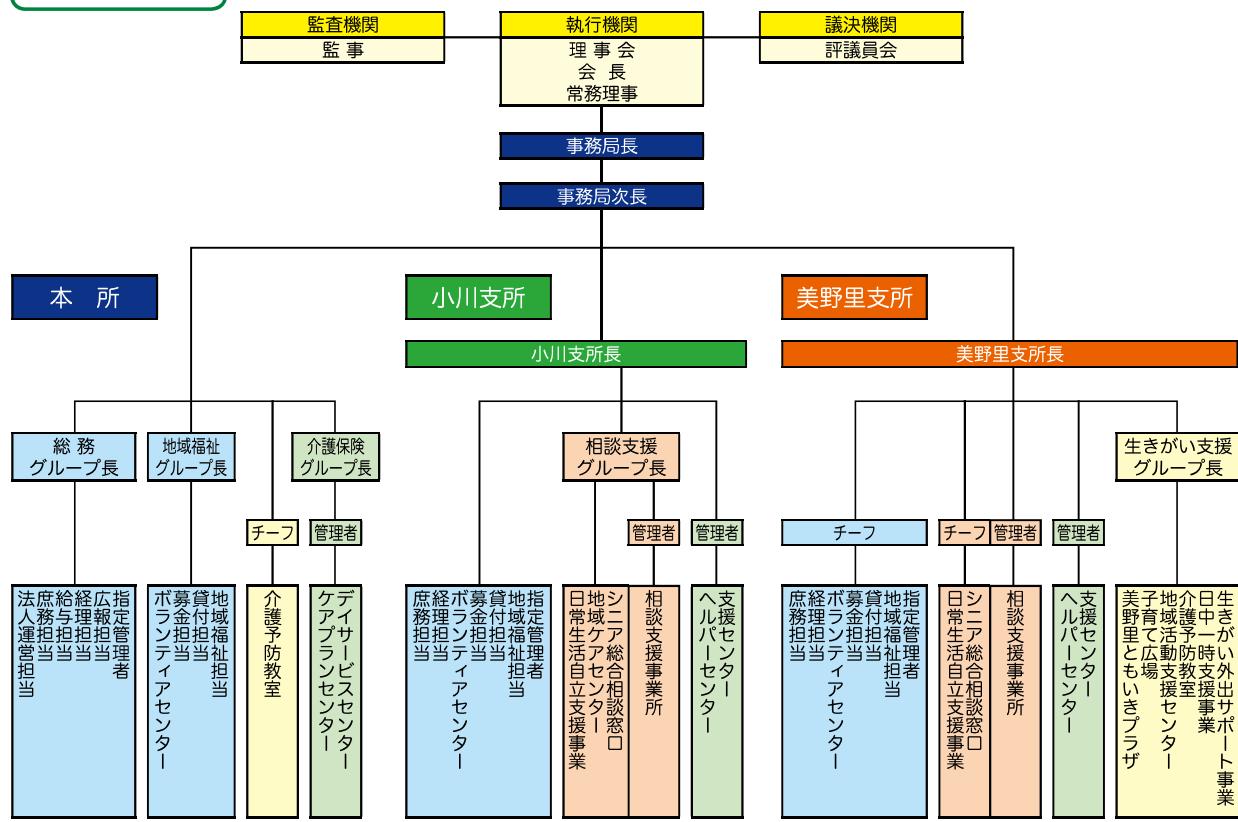
住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、皆が安心して暮らせる心ふれあう“福祉のまちづくり”的実現を目指します。

財 源

社協の自主事業の実施については、住民の皆さまからの共同募金の配分金・寄付金を財源として活用し、管理的経費については社協会費を活用させていただいています。

また、公共的立場から、県・市からの補助金・委託金を受けて各種事業を行うほか、介護保険サービスや収益事業による収入があります。

組織図



※令和2年度現在

社協会員会費

社会福祉協議会の財源は、市や県からの補助金や委託金、共同募金会からの配分金や寄付金などですが、幅広い福祉活動を進めるために、会員の皆さまからの会費が貴重な財源としての役割を果たしています。

また、会員制度は、福祉の仲間になっていただきたいという意味も持っております。ボランティアや行事等への参加が難しくても、会員になることで地域福祉を支え、活動に参加することにつながります。

社協の
財源はどこ
から?

会費の使い道

- 高齢者のために
- 子どもたちのために
- 障がい児・者のために
- 地域づくりのために
- ボランティア活動のために

会員会費は、地域に根ざした福祉活動を進めるための大切な財源として、小美玉市全体の地域福祉事業の推進に活用させていただいている。

会員の種類と金額

区分（種類）		金額（年額）
世帯会員	行政区を通して世帯単位でお願いしています。 行政区未加入世帯にも協力の要請をしています。	1,000円
個人会員	本会の趣旨にご賛同いただけ る、個人にご協力ををお願いして います。	1,000円以上
法人・団体 会 員	本会の趣旨にご賛同いただけ る、企業・団体等にご協力をお 願いしています。	10,000円以上



会費の受付

本 所：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551
小 川 支 所：小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-58-5102
美野里支所：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330

会費の指定口座

常陽銀行 小川支店 普通預金 1345364
社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 会長 伊能淑郎



年間を通じて募集をしており
ますが、特に、5月に各行政
区のご協力を得て、皆さんに
ご加入をお願いしています。
また、行政区未加入の方、個
人会員のご協力をいただける
方につきましては、本支所窓
口にご来所いただくか、指定
口座への振込みをお願いいた
します。

共同募金運動

赤い羽根共同募金

社協の
財源はどこ
から?

赤い羽根共同募金が小美玉市の地域福祉を支えています！

『赤い羽根』でおなじみの共同募金運動は、住民のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進を目的とした運動で、10月1日から全国一斉に募金活動が展開されます。

赤い羽根共同募金は、事前に使途を決定し、集める目標額を定めている計画募金で、茨城県内で集められた募金は、全て茨城県共同募金会に送金され、翌年度、民間の福祉施設や団体、そして市町村社会福祉協議会に配分されます。

小美玉市においても、地域福祉活動、高齢者・障がい者・児童・母子福祉活動、ボランティア支援、子育て支援、福祉啓発等の貴重な財源として活かされます。これから的小美玉市の地域福祉推進のために、また県内の民間福祉施設や団体の事業充実のために、共同募金運動へのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

赤い羽根共同募金の使い道

- ・高齢者のために
- ・子どもたちのために
- ・災害支援のために
- ・障がい児・者のために
- ・地域づくりのために
- ・ボランティア活動のために
- ・県内の福祉施設、団体のために



歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金が暖かいお正月を迎えるためのお手伝いをします！

歳末たすけあい募金は、支援を必要としている方々に「みんなでささえあうあつたかい地域づくり」をスローガンに掲げた運動です。集められた募金は、歳末援護金として生活に困っている世帯に配分したり、一人暮らしの高齢者に対して、おせちセットの配食などの事業に役立てられます。

配分の対象者や事業内容の決定は社会福祉協議会で協議し、民生委員児童委員等の協力で配分いたします。また、社会福祉施設または関係団体、ボランティアが行う福祉事業等にも使わせていただきます。

歳末たすけあい募金の使い道

- ・要保護世帯への援護金の支給のために
- ・一人暮らし・高齢者世帯交流会のために
- ・一人暮らし高齢者おせちセット配食のために
- ・心身障がい児クリスマス会のために
- ・三世代交流事業などの地域ふれあい支え合い事業のために



募金の受付

小美玉市共同募金委員会

本 部：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551

小 川 分 室：小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-58-5102

美野里分室：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330

※原則、毎年10月1日から12月31日まで（期間外の受け付けはご相談ください）

善意銀行

市民の皆さまからの温かい善意の寄付金や物品をお預かりして、市内の福祉施設・ボランティア団体や、支援を必要とする方などへ「善意の橋渡し」を行っています。

寄付された金品は、皆さまのお気持ちに沿って、活用させていただいています。

社協の
財源はどこ
から?

寄付金

- ◆チャリティー・バザー等の収益金
- ◆イベント収益金の一部
- ◆事業所で集めた募金
- ◆会社や団体等の行事経費の一部
- ◆その他、皆さまからの善意

※寄付者が個人の場合、税法上の優遇措置が受けられる場合があります。

寄付物品

- ◆介護用ベッド、車いす、ポータブルトイレなどの福祉機器
- ◆紙おむつ、タオル等の介護用品
- ◆ペットボトルキャップ
- ◆プリペイドカード ◆使用済みストッキング
- ◆使用済み切手 ◆アルミ缶 ◆新品の衣類
- ◆その他、皆さまからの善意

※お預かりできないものもありますので、事前に
お問い合わせください。

善意銀行寄付物品の使い道

- 高齢者のために
- 子どもたちのために
- 障がい児・者のために
- 地域のために
- ボランティア活動のために
- 生活困窮者、被災者などのために
- 福祉機器の貸出事業へ
- 市内の福祉施設等へ



地域活動支援センターでの分別作業

ペットボトルキャップ

リサイクル業者へ売却し、収益金をワクチン寄贈団体へ寄付します。
※スムーズなリサイクルのため、シールを剥がし、洗浄していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

新聞紙・古紙・アルミ缶

地域活動支援センターで分別した後、回収業者に買い取ってもらい、地域活動支援センターの活動費として運用されます。

使用済み切手・プリペイドカード

茨城県社会福祉協議会を通して業者に買い取ってもらい、
茨城県ボランティア基金として県内のボランティア活動に
使われます。

使用済みストッキング

「地域活動支援センターかんな」オリジナルの靴みがきに変身します。

寄付の受付

本 所：小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-37-1551
小 川 支 所：小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-58-5102
美野里支所：小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330



その他にも、様々な物品を受け付けています。
お気軽にご相談ください。

ボランティアセンター（小美玉市補助事業）

ボランティアセンター（通称：ボラセン）は、ボランティアに参加したい人と、必要としている人をつなげる働きをしています。

また、ボランティアを始めた人に幅広い理解を進めるための研修会や講習会を開催しています。

ほかにも、活動中の事故等を補償するためのボランティア保険の手続きを行ったり、地域のボランティアの皆さまのサポートを行っています。

ボランティアに参加したい方、派遣希望の方は、社会福祉協議会にご相談ください。

ボランティアや福祉に興味のある人のために

ボランティアセンターの機能

相談・調整

ボランティア活動に関する相談や「ボランティア活動に参加したい人」と「ボランティアを必要とする人」の橋渡し（コーディネート）を行います。

情報の収集・提供

ボランティア活動に関する情報の収集・提供のほか、ボランティアグループの紹介等を行います。

研修・講座等の開催

ボランティア活動に必要な専門的技術・知識を学ぶための講座やボランティア育成のための研修会等を開催しています。

ボランティアの登録（ボランティアに参加してみたい方）

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加をしてみたい個人・グループの皆さんに登録をしていただき、ボランティア情報の提供や活動の支援を行っています。

登録には、個人登録とグループ登録があります。

ボランティアに対する支援内容

- ◇活動助成金など各種情報の提供
- ◇ボランティア室の貸出（会議や活動にご利用ください）
- ◇ボランティアに関する情報発信
- ◇ボランティア団体の紹介やイベントなどの情報を、社協だより（ボランティアコーナー）や社協ホームページ等に掲載し、活動を応援します。
- ◇ボランティア活動保険の受付



環境ボランティア



子どものためのボランティア



福祉施設ボランティア



調理ボランティア

ふくしの出前講座

安心して、心豊かに、いきいきと暮らすため、市民の皆さまが行う自主的な活動を応援します。この講座は、知識や知恵、技術をお持ちの方に講師として登録していただき、各種行事の主催者等が希望される内容を、日時・会場に合わせて出前講座を派遣します。出前講座の講師に登録される皆さまと、講座を受ける皆さまが互いに顔を合わせ、“ふれあい、楽しみながら学び、ホッと安心できる”地域活動に参加することによって、地域のコミュニティーが広がって行くことをねらいとしています。

利用の方法

申し込みについて

社協ホームページに掲載してある「ふくしの出前講座メニュー表」を参考に、様式をダウンロードしていただくか、社会福祉協議会本支所の窓口へ直接ご相談ください。

会場について

市内の会場とします。会場の確保、設営、参加者への周知、当日の司会進行はお申込みされた団体で実施していただきます。

費用について

講師派遣については無料です。材料費・交通費等の実費が必要な場合があります。

ふくしの出前講座メニュー

※この他にも多数のメニューがあります。
※講師登録も随時募集しています。



バルーンアート



スクエアステップ



フラダンス



点字



ワンマンオーケストラ



民謡



絵本のよみきかせ



インスタントシニア体験
(高齢者疑似体験)



車いす体験

ボランティアや福祉に興味のある人のために

各種教室・講座等

市民の皆さんを対象に、以下の講習会・講座等を開催しています。ただし、年度によっては開催されないものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

ボランティア養成講座

ボランティアや福祉に興味のある人のために

これからボランティア活動を始めたいと思っている方やスキルアップを考えている方等を対象に、ボランティア活動への関心を高め、積極的なボランティア活動が展開されるよう各種講座を開催しています。



飾りつけボランティア養成講座



養成講座後の活動の様子

かいごの知恵袋教室 (小美玉市委託事業)

地域に役立つ、家族に役立つ、自分自身に役立つことをテーマとして介護等の勉強会を開催しています。



調理実習



介護等の勉強会



脳の活性化セミナー



在宅介護講習

ふれあい体験学習

子どもたちを対象に、福祉体験を通して、ボランティア活動や高齢者、障がいがある方への理解と認識を深め、日常生活において、地域の一員として自分に何ができるかを考える機会を提供しています。



チャレンジ教室（福祉ロボット見学）



ふれあいキャンプ



チャレンジ教室（防災体験）



ボラ★チャレ
(保育ボランティア体験)

地域福祉懇談会

住民参加による「あなたとつくるふれあいのまち」を目指すうえで、社会福祉協議会に対する理解を深めるとともに、地域福祉活動計画にも広く住民の声を反映し、住民が望む福祉を取り入れることを目的に、行政区長、民生委員、福祉員等と連携し、地域福祉懇談会を開催しています。皆さまの地域で開催されるときには、ぜひご参加いただき、ご意見をいただきたいと思います。

地域福祉懇談会の内容

- ①「小美玉市社協」の組織・活動について
- ②「社協会費・共同募金」の使い道について
- ③「地域福祉活動」の推進について
- ④「社協の地域応援事業」について
- ⑤「社協の介護・支援サービス」について
- ⑥「民生委員・福祉員の活動内容」について
- ⑦ 懇談（質疑応答）



地域づくり
のために

懇談会の参加者

行政区長、区の役員、担当民生委員、
福祉員、老人クラブや子ども会・女性
会などの役員、住民の皆さん



懇談会の様子

福祉員活動

「福祉員」とは、各行政区長から推薦され、社協会長から委嘱を受けて活動する「身近な見守り役」です。「福祉員」は、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちを目指して、近隣住民や区長、民生委員児童委員などと協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動をしています。

福祉員の役割

●地域の生活問題（困りごと）の発見役として

地域内で困っている人、気になる人に気付いたり、地域住民の困りごとなどを発見することが活動の第一歩です。

●区長さんや民生委員児童委員さんなど関係者への連絡（報告・連絡・相談）役として

地域では、困っている人を支援するために、様々な活動が行われています。福祉員は、高齢者、障がいのある人、子ども、子育て中の親などが集まって「仲間づくり」「友達づくり」を行う「ふれあい・いきいきサロン」や「会食会」などのお手伝いをしたり、地域の関係者と一緒に話し合いをして、必要であれば見守り活動の一員として活動のお手伝いをしています。

●行政区内の住民への呼びかけ役として

地域づくり活動は、その地域に暮らす住民の皆さんとの理解と協力、そして参加が欠かせません。福祉員は、行政区内の住民の皆さんへ地域づくり活動への理解や参加の呼びかけをしています。

各種広報活動

幅広く市民に社協を認識していただき、理解と活動への協力・参加を呼びかけるため、“ホームページ”の運営と“社協だより”を発行しています。

また、地域の第一線で活躍する福祉関係者やボランティアが一堂に会し、市民と共に学びながら、小美玉市としての一体感のある地域福祉を推進していくことを目的に“福祉にっこりまつり”を年1回開催しています。

詳しくはお問い合わせください。

ホームページ

- 事業一覧
 - 社協とは
 - ご協力のお願い
 - 各種申請（様式ダウンロード）
 - アクセス・営業案内
 - サービスから探す
(高齢者、障がい者等)
 - 目的から探す
(知りたい、利用したい等)
- ※随時更新しております。



フェイスブック



社協だより

年6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）
市内の全世帯へ配布している広報紙です。身近にある福祉活動や、皆さまが利用できる福祉サービスなど、様々な福祉情報を提供しています。



福祉にっこりまつり

福祉にっこりまつりを通して、ボランティアをはじめ、地域の福祉をみんなで考え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

皆さまのご参加をお待ちしています。

★開催内容

- オープニングイベント ○顕彰式
- 福祉映画上映会 ○展示コーナー
- 福祉体験コーナー ○ふくしの広場
- 抽選会 ○模擬店
- 福祉車両の展示・乗車体験
- バザー・フリーマーケット
- 盛り上げ隊参加団体によるステージ発表
- スタンプラリー 等



オープニングイベント



青空ステージ

チャイルドルーム



最後のイベント「抽選会」

生活支援体制整備事業 いい輪ネット（小美玉市委託事業）

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者をはじめとする全ての人が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防、社会参加の必要性が増しています。これらのニーズを踏まえて、ボランティアや地域住民、民間企業やNPOをはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における支援の担い手やサービスの開発を行ない、高齢者等の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進することを目的として、市内全域（第1層）及び中学校区圏域毎（第2層）に生活支援コーディネーターの配置や協議体（話し合いの場）の運営を行い、たすけあいの輪を広げていく事業です。

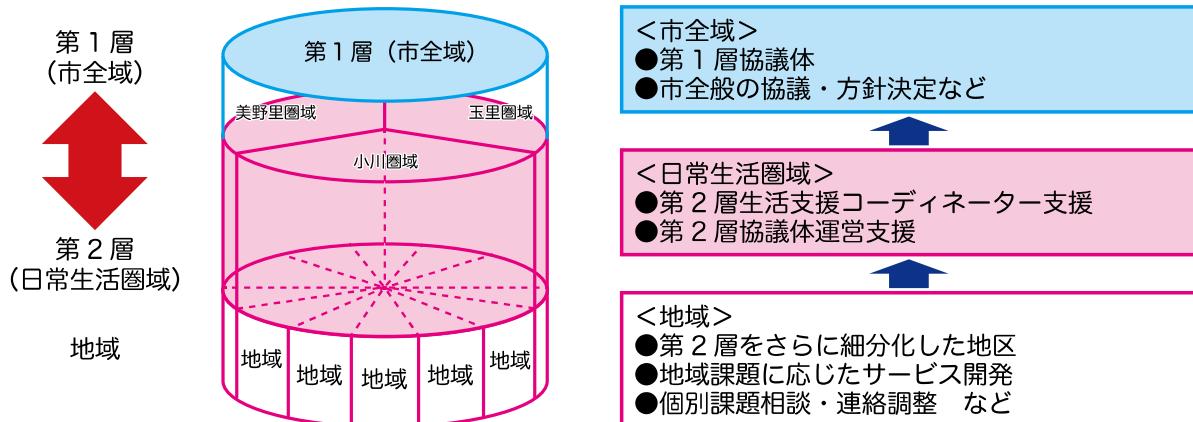
生活支援コーディネーターとは

高齢者をはじめとする全ての人の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすスタッフです。（各圏域に配置）

地域づくり
のために

協議体（話し合いの場）とは

地域における生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークのことです。



みんなの力と知恵を出し合って、
住み慣れた地域で暮らしていくように！

話し合いの場（協議体）

庭木の手入れができなくなってきた高齢者が増えてきてるね～

みんなで情報を共有して、連携を深めましょう！

こんなサービスがあつたらいいな～

この地区ではこんな取り組みがあるんだね～



住民同士の支え合いの地域づくり
・通いの場づくり ・見守り活動 ・買い物支援
・生活支援のしくみ ・移動支援のしくみ など

行事機器の貸し出し

地域活動の活性化を図ること、本会活動と地域のつながりを深めることを目的として以下のとおり行事機器の貸し出しを行っています。

対象者

市内に所在する団体、事業所、学校、
サロン等
市内の地域組織
本会法人・団体会員

地域づくり
のために

貸出期間

原則5日以内とします。
引き続き利用することが必要な場合は、
ご相談ください。

利用料

1台あたり500円

行事機器貸出品目（13品目）



綿菓子機



ポップコーン機



かき氷機



テント



プロジェクター
(スクリーン含む)



簡易冷凍庫



ハンディーカラオケ

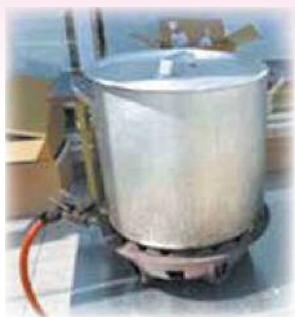


ガス式炊飯器

利用するには

本会本所・支所にお申し込みください。
使用日の2ヵ月前より受け付けます。
市外で利用する場合：使用日の2週間前より受け付けます。
※ご用意できる機器には限りがあります。
予約状況を確認いたしますので、お申し込み前に電話でお問い合わせください。





ガス式寸胴鍋コンロ
セット



ガス式石焼きいも機



ホットショーケース



ワイヤレスマイク
スピーカーセット



発電機



地域づくり
のために

レクリエーション機器貸出品目（7品目）



囲碁ボール



オーバルボール



スカットボール



シャフルボード



ラダーゲッター



バッゴー



輪投げ



おみたま子どもヘルパー

小学5年生の希望する児童を「子どもヘルパー」に任命し、高齢者の自宅や福祉施設を訪問し、話し相手やお手伝いボランティア等、児童と高齢者との世代間交流を通して思いやりや連帯に満ちた地域のきずなづくりを推進します。



内 容

- 学習会
- ふれあい活動
- おたより活動



任命式



学習会
(ヘルパーの心得や高齢者との接し方について学びます)

対 象 者

市内の小学5年生



おたより活動
(高齢者へ絵手紙やクリスマスカード・年賀状を送ります)



福祉施設での交流

活動期間

7月～3月（年5回程度）

参 加 費

500円（ユニフォーム代）

おたより活動
(高齢者へ絵手紙やクリスマスカード・年賀状を送ります)

子どもたち
のために

子育て広場（小美玉市委託事業）

乳幼児（未就学児）の親子が集い、相談や交流ができる場所が子育て広場です。保育士の資格を持った専門のスタッフと一緒に、リズム遊び、歌、紙芝居、絵本の読み聞かせ、季節に応じた行事を行っています。



対 象 者

乳幼児（未就学児）と保護者

クリスマス会

開催日時

毎週土・日曜日 午前9時30分から
午前11時30分まで

参加するには

連絡は不要です。直接、美野里ともいきプラザにお越しください。

参 加 費

保護者1名、子1名で200円
(1名増えるごとに100円)

場 所

美野里ともいきプラザ2階（羽鳥駅西口前）
☎0299-28-7721



子ども同士・親同士の交流



色々な作品作りも行います。

ふれあい・いきいきサロン

地域の拠点に、住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動です。

内 容

そこに行けば誰かがいる。誰かと話ができる。そのために外する気力を生じ、生活のメリハリができる。つまり、その人の暮らしを支える魅力ある活動展開ができます。

開催の目的や場所、内容、時間、運営体制など、決まった活動ではなく、実施者と参加の「思い」で創意工夫していろいろな活動ができるところが魅力です。



介護予防サロン

ふれあい・いきいきサロンの効果

効果1

仲間づくり
(出会いの場！)

効果2

生きがいづくり
(居場所の確保！)

効果3

健康づくり
(楽しみ倍増！)

効果4

元気づくり
(介護予防！)

対象者、開催日時、場所、参加費

サロン毎に内容や希望で決められます。

社会福祉協議会は皆さんの地域のサロン活動を応援します！

活動費の助成（5年間）

参加者やボランティアの保険

サロンの開設、活動内容などの相談

魅力あるサロンづくり

ふくしの出前講座 講師派遣

各種情報提供

など



親子サロン

人に支えられるだけではなく、プログラムによっては主役になれるのが「サロン」です。

高齢者の
ために

サロン・ド・おがわたり／サロン・ド・みのり

90歳以上の高齢者が要介護状態になることの予防と生きがいを持って生活していただくために、おしゃべりやアトラクション、手作り昼食を楽しんでいただきます。

対象者

外出可能な市内の90歳以上の高齢者



スカットボールで交流

開催日時

各所とも毎月1回
午前11時から午後1時まで

参加費

1回あたり300円



園児とのふれあい

場所

おがわたり…玉里保健福祉センター
みのり…四季健康館

ふれあい給食会 (小美玉市委託事業)

毎月1回、65歳以上の人一人暮らしの高齢者を対象に閉じこもり防止や仲間づくり、生きがい支援のためにふれあい給食会を行っています。地域のボランティアや学校等によるさまざまなアトラクションで楽しんでいただきます。

内 容

- 一人で生活していく上での役に立つ講習
- 介護予防講習等
- ふくしの出前講座によるアトラクション
- 参加者同士の交流
- 幼稚園児・保育園児・小学生との交流
(他事業との調整)
- 子どもヘルパーとの交流

対 象 者

65歳以上で一人暮らしの方

開催日時

毎月1回の食事会
午前11時30分から午後2時まで

参 加 費

無料

高齢者の
ために

参 加 す る に は

小美玉市福祉事務所へご相談ください。
☎ 0299-48-1111 (代表)

場 所

小川・玉里地区…玉里保健福祉センター
美野里地区……四季健康館



ボランティアによる手作りです

配食サービス (小美玉市委託事業)

美野里地区における配食サービスを行っています。配食ボランティアさんのあたたかいおしゃべりと“昼食”をお届けしています。

※小川・玉里地区については、お近くの福祉事務所へご相談ください。

対 象 者

市内に在住し、調理が困難で、おおむね65歳以上の人一人暮らしの高齢者及び高齢世帯の方

提 供 日 時

火・水・木・金曜日の内、3回まで
いずれも昼食時間帯の配食となります。

利 用 料

- 住民税課税世帯……300円／食
- 住民税非課税世帯…200円／食

利 用 す る に は

小美玉市福祉事務所へご相談ください。
☎ 0299-48-1111 (代表)



ボランティアから手渡されます。

お買い物バスツアー

生きがい外出サポート事業

日頃、生活用品のお買い物に不便を感じている高齢の方々等の買物の支援をするとともに、バスの中や食事の時間などが交流の場となり、閉じこもり防止にもつながります。

また、集合場所までの送迎もいたしますのでお気軽にお申し込みください。

内 容

- 季節の野菜や果物のお買い物
 - 生活必需品のお買い物
 - 昼食（ツアーランチまたはお弁当）

※お買物は実費でお願いいたします。
(買物袋等持参)

対象者

外出可能な市内在住の高齢者の方
1回あたり20名が定員です。

開催日時

小川・美野里・玉里地区ごとに毎月1回
午前10時頃出発 午後3時頃帰着

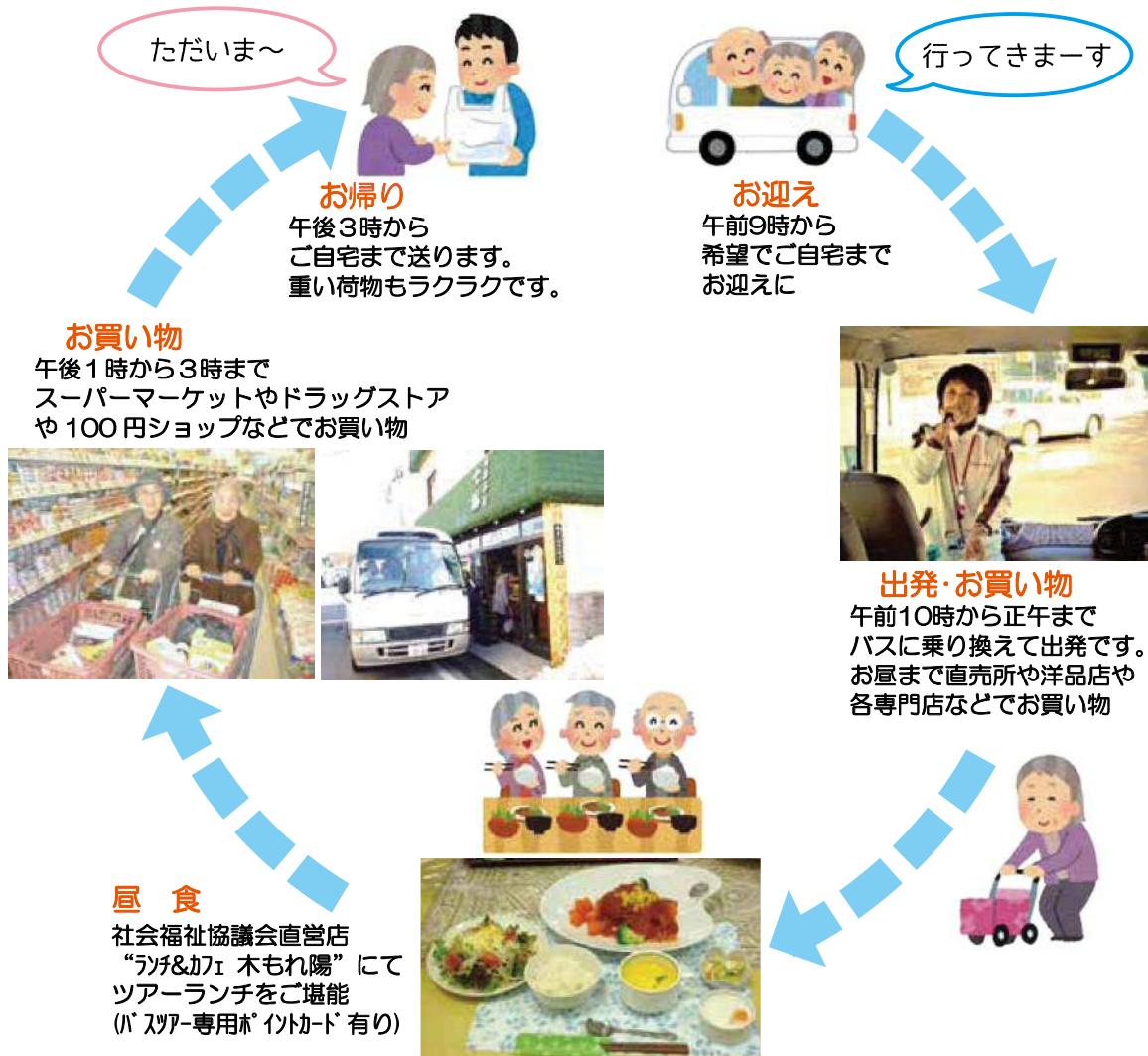
參 加 費

無料（昼食代：1,000円）
※バスツアー専用ポイントカードがあります。

行き先

市内及び近隣市町村

お買い物バスツアー1日の流れ（時間は目安）



介護予防教室みのり／たまり (小美玉市委託事業)

65歳以上の高齢者で、閉じこもりがちな方を対象に、様々な生きがい活動を提供し介護予防活動を行っています。

内 容

- ケアプランに基づく介護予防プログラム
- 栄養改善プログラム
- 認知症予防プログラム
- 閉じこもり予防

対 象 者

原則として市内在住の65才以上の方で、介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)における事業対象者または要支援の認定を受けた方

利用日時

月曜日から金曜日の午前10時から午後3時まで
(原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。)

利 用 料

800円/回(食事代含む)

利 用 す る に は

小美玉市介護福祉課高齢福祉係
または地域包括支援センターにご相談ください。

☎ 0299-48-1111(代表)

場 所

玉里保健福祉センター

☎ 0299-37-1551

四季健康館

☎ 0299-36-7330

介護予防教室ともいき (小美玉市委託事業)

内 容

介護予防におけるプログラムの実施

- 閉じこもり予防
- 認知症予防
- 運動機能向上
- 創作活動の実施
- 外出行事や外食 等

対 象 者

原則として美野里地区在住の65才以上の方
(介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)における事業対象者または要支援、要介護の認定を受けた方を除く)

利 用 日 時

火曜日から金曜日の午後10時から午後3時まで
(原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます)

利 用 料

650円/回(食事代含む)

利 用 す る に は

小美玉市介護福祉課高齢福祉係にご相談ください。

☎ 0299-48-1111(代表)

場 所

美野里ともいきプラザ ☎ 0299-28-7721



卓球バレー



外出行事



レクリエーション活動

小美玉社協ケアプランセンター玉里 指定居宅介護支援事業

日常生活を営む上で支援が必要な方が、在宅で暮らしていくようにケアプランの作成を行います。

内 容

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護認定の結果をもとに、利用者様のご希望を伺いながら、必要なサービスが利用できるように、各種のサービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）をお作りいたします。

対 象 者

65歳以上の方、40歳以上65歳未満の特定疾病が原因で介護保険の要介護認定において、要介護1～5の認定を受けた方
(要支援1～2の認定を受けた方は、地域包括支援センターへご相談ください)



提供日時

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
(原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。)
※時間外のサービスについてはご相談ください。

利 用 料

※利用者からの負担はありません。

介護認定からサービス開始まで

ご利用者

要介護認定

訪問サービス計画表						
利用者名	性別	月	火	水	木	金
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						
中低						
半高						
半低						
低齢						
中齢						
高齢						
中高						

小美玉社協ヘルパーセンター小川／美野里

指定訪問介護事業

日常生活を営む上で支援が必要な家庭に、ホームヘルパーが訪問しサービスを提供します。

内 容

●身体介護

- ・食事・排せつなどの介助
- ・入浴介助
- ・その他必要な身体介護

●生活援助

- ・買物・調理
- ・掃除・洗濯
- ・その他必要な家事援助

●病院等の送迎及び外出介助

- ・余暇を目的とする外出は除きます
- ・要介護認定を受けた方のみです
- ・要支援、事業対象者の方は利用できません

対 象 者

介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）における事業対象者または要支援、要介護の認定を受けた方

提供日時

月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
(原則、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)
※時間外のサービスについてはご相談ください。なお、
その際は午前8時以前及び午後6時以降の料金が、
25%加算となります。



利 用 料

※令和2年度現在の利用料金です。介護報酬改定に伴い料金変更される場合があります。

※自己負担（1割）を表示しています。負担割合は負担割合証に従います（1～3割）。

【事業対象者、要支援1・2の場合】 サービス利用頻度	利用負担額 (1カ月)
週1回程度	1,172円
週2回程度	2,342円
週3回程度（要支援2の方のみ）	3,715円

※月の利用回数で料金が変わります。

上記は各利用回数の上限金額となります。
※小美玉市が定める料金となっています。

【介護認定 1～5の場合】	サービス所要時間	利用者負担額 (1回)
身体介護	30分未満	249円
	1時間未満	395円
	以降30分毎で 提供あり	
生活介護	45分未満	182円
	1時間未満	224円
通院等乗降介助	1回（片道）	98円

※身体介護と生活介護の複合もあります。

※各事業所のサービス提供体制により加算が付きます（上記料金の1～2割増）。

※身体介護が必要な方の通院は、身体介護で算定がされます。

※初回訪問や緊急な対応時には別途加算があります。

利 用 す る に は

- 介護保険の事業対象者、要支援または要介護認定を受けた方は担当のケアマネジャーへご相談ください。
- これから介護保険認定を受けたいとお考えの方は、お近くの福祉事務所にご相談ください。

場 所

小美玉社協ヘルパーセンター小川 小美玉市小川2-1 ☎ 0299-37-1988
小美玉社協ヘルパーセンター美野里 小美玉市部室1106 ☎ 0299-36-7330

小美玉社協デイサービスセンター玉里

指定地域密着型通所介護事業・第1号通所事業

日常生活を営む上で支援の必要な方に対して、入浴・機能訓練などを日帰りで提供します。

内 容

- 送迎…ご自宅までワゴン車等で送迎します。
- 健康チェック…血圧や体温等の測定をします。
- 個別機能訓練…自立の支援、日常生活の充実を目的とした機能訓練の項目を複数計画し、ご利用者様の心身状況に応じた機能訓練を実施しています。
- 食事…昼食は手作りで、バランスの取れた温かい食事を提供しています。
- 入浴…特殊浴槽を利用して、入浴介助を行います。
- レクリエーション…季節を感じられるよう、外出や食事会等も行っています。



機能訓練コーナー



昼食の例



特殊浴槽

対 象 者

介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）における事業対象者または要支援、要介護認定を受けた方

提供日時

月曜日から金曜日の午前 9 時 45 分から午後 3 時 45 分まで
(営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)

※原則、祝日、12月29日から1月3日までを除きます。

利 用 料

※令和2年度現在の利用料金です。介護報酬改定に伴い料金変更される場合があります。

※1回あたりの自己負担(1割)を表示しています。負担割合は負担割合証に従います(1~3割)。

要支援度	サービス利用頻度	利用者負担額
事業対象者 要支援1	週1回程度 (月4回以内)	380円 (月5回以上 月額1,655円)
事業対象者 要支援2	週2回程度 (月5~8回)	391円 (月9回以上 月額3,393円)
加算サービス利用にかかる料金		
生活機能向上グループ活動加算		月額 100 円
サービス提供体制強化加算(1)		月額 48 円 (要支援1) 月額 96 円 (要支援2)

要介護度と利用者負担額				
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
666円	786円	908円	1,029円	1,150円
加算サービス利用にかかる料金				
入浴介助加算				50円
サービス提供体制強化加算(1)				12円
個別機能訓練加算(1)				46円

※その他、毎回食事代 600 円をご負担いただきます (事業対象者、要支援1・2、要介護1~5)。

利 用 す る に は

- 介護保険の事業対象者、要支援または要介護認定を受けた方は担当のケアマネジャーへご相談ください。
- これから介護保険認定を受けたいとお考えの方は、お近くの福祉事務所にご相談ください。

場 所

小美玉社協デイサービスセンター玉里 小美玉市上玉里 1122 ☎ 0299-58-0511

介護、支援
サービスが
必要な方の
ために

小美玉社協支援センター小川／美野里

居宅介護事業

日常生活を営む上で支援が必要な家庭に、ホームヘルパーが訪問しサービスを提供します。

内 容

●身体介護

- ・食事、排せつなどの介助
 - ・入浴介助
 - ・その他必要な身体介護
- ### ●生活援助
- ・買物・調理
 - ・掃除・洗濯
 - ・その他必要な家事援助

●病院等の送迎及び外出介助

- ・余暇を目的とする外出は除く

●移動支援

- ・主に余暇（買物等）を目的とした外出支援
- ・各事業所における制限や取り決めがありますので、お問い合わせください。

対 象 者

- 障害者自立支援法で要区分認定を受けた方
- 移動支援は、別途小美玉市から移動支援の受給を受けた方



提 供 日 時

月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
(原則、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)

※時間外のサービスについてはご相談ください。なお、その際は午前8時以前及び午後6時以降の料金が、25%加算となります。

利 用 料

※令和2年度現在の利用料金です。介護報酬改定に伴い料金変更される場合があります。

※1回あたりの自己負担(1割)を表示しています。負担割合は負担割合証に従います(1～3割)。

●身体介護 ●通院介助 (身体介護を伴う)	30分未満	249円	●移動支援 (身体介護を伴う)	30分未満	254円
	1時間未満	393円		1時間未満	402円
	以降 30分毎で 提供あり			以降 30分毎で 提供あり	
●家事援助	30分未満	102円	●移動支援 (身体介護を伴わない)	30分未満	104円
	45分未満	148円		1時間未満	195円
	1時間未満	191円		以降 30分毎で 提供あり	
	以降 15分毎で 提供あり				
●通院介助 (身体介護を伴わない)	30分未満	102円	※移動支援は、駐車場代等の実費が利用者負担と なります。	30分未満	104円
	1時間未満	191円		1時間未満	195円
●通院等乗降介助	1回(片道)	98円	※各サービス2名対応が可能です。その場合利 用料も2倍となります。	以降 30分毎で 提供あり	

利 用 す る に は

- 障害程度区分支給決定者の方は、小美玉市社会福祉課障がい福祉係(☎ 0299-48-1111)または、相談支援事業所へご相談ください。
- 移動支援は別途申請が必要になりますので小美玉市社会福祉課障がい福祉係に相談してください。

場 所

小美玉社協支援センター小川 小美玉市小川2-1 ☎ 0299-37-1988
小美玉社協支援センター美野里 小美玉市部室1106 ☎ 0299-36-7330

障がい児・
者のために

小美玉社協相談支援事業所小川／美野里 (計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援) 障害者相談支援事業(一般的な相談は小美玉市委託事業)

障がいがある方の自立した生活を支え、抱えている課題の解決や適切なサービス利用に向けて専門の相談員が本人・ご家族などからのご相談に応じます。

対象者

身体・知的・精神などの障がいのある方
ご家族、関係者など

利用料

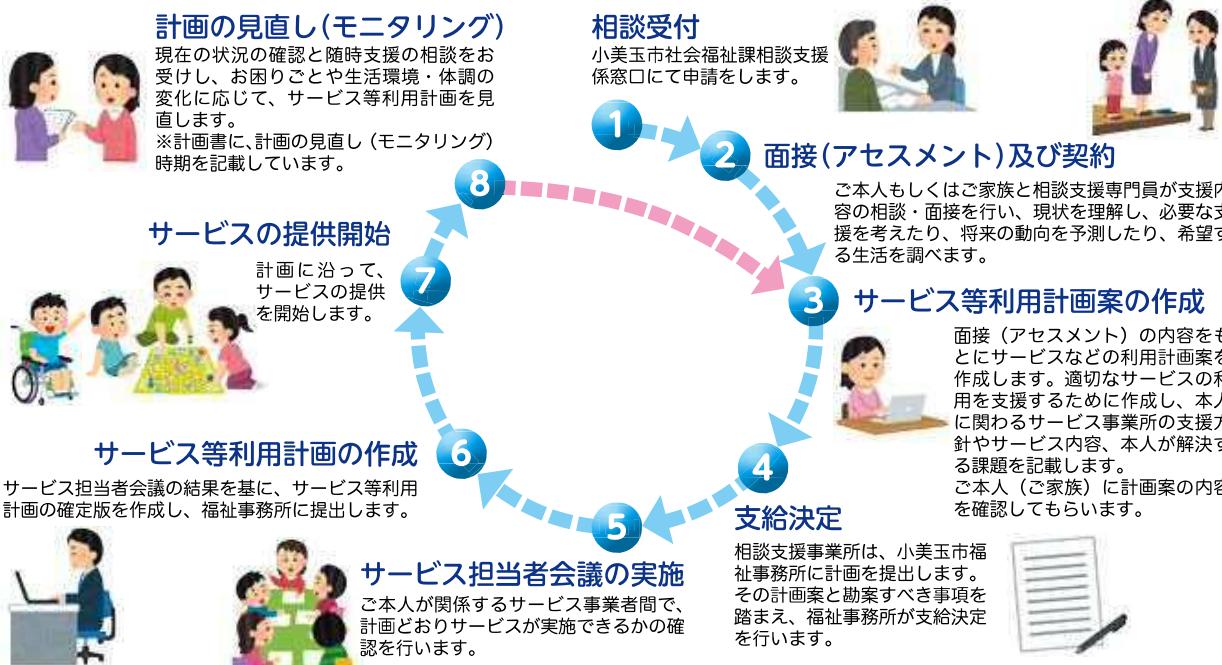
利用者からの負担はありません。

提供日時

月曜日から金曜日の午前8時30分から
午後5時15分まで
(原則、祝日及び12月29日から
1月3日までを除きます)

※時間外のサービスについてはご相談ください。

サービスを利用するためのサービス計画を利用者と一緒につくります



病院を退院(施設を退所)して、地域で生活していくための調整をします

様々な理由から、長く入院されていた方が退院し、不安なく地域生活を送ることが出来るように支援します。

地域移行支援

病院から退院するにあたり、支援を希望する方

- ・病院でお話を伺います。
- ・相談をして、退院に関する計画を立てます。
- ・地域の情報を提供します。
- ・一緒に外出して、住まいの情報を探ししましょう。
- ・退院後の安定感のある生活を目指して、関係機関と連絡調整をします。
- ・なんでもご相談ください。退院できるまで応援します。

原則 6 カ月。必要に応じて更新可能。

地域定着支援

病院から退院後、不安があって支援を希望する方

- ・緊急時に電話等で相談に応じたり、必要に応じて家庭訪問を行います。
- ・関係機関と連絡調整します。

内容

原則 1 年以内。必要に応じて更新可能。

場所

小美玉社協相談支援事業所小川 小美玉市小川 2-1 ☎ 0299-58-5102
小美玉社協相談支援事業所美野里 小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7360 (直通)

障がい児・
者のために

地域活動支援センターかんな (小美玉市委託事業)

地域活動支援センターⅢ型

心身の障がいにより一般企業等で働くことの困難な在宅の障がい者に、就労の場を提供するとともに生活訓練等を行うことにより、地域で共に生活できるように支援しています。

内 容

- 作業訓練…能力適性に応じた軽作業
(フルーツカップ、手芸、アルミ缶回収)
- 生活訓練…身辺自立・社会生活適応の訓練
(共同生活、調理実習、奉仕作業)
- 機能回復訓練…作業・レクリエーションなどを通じて

対 象 者 (下記全てに該当する方)

- 原則として市内在住の方
- 「身体障害者手帳」または、「療育手帳」をお持ちの方
(入所後に取得することもできます。)
- 団体生活に著しく支障をきたすおそれのない方

利 用 日 時

月曜日から金曜日の午前9時30分から
午後3時30分まで
(原則、祝日及び12月29日から
1月3日までを除きます。)

利 用 料

※利用者からの負担はありません。
※勤務状況により、給与・賞与が支給
されます。

場 所

地域活動支援センターかんな
☎ 0299-36-7330 (四季健康館内)



地域の方と交流 (手作りピザ会)



靴磨き作成



フルーツカップ作業

障がい児家族交流事業

障がい児・
者のために

年1回、市内在住の障がい児をお持ちの家族を募り、情報交換や交流を行い、日頃の悩みの解消などができる場を提供しています。

内 容

- 保護者だけの癒しの時間や情報交換
- 子どもたちだけのお楽しみの時間
- 家族のふれあいの時間



保護者の癒しの時間
(体を動かしてリラックス)



レクリエーション
(音楽にのせて体を動かそう)

対 象 者

心身障がい児をお持ちの家族
(保護者のみの参加も可)



家族の交流会
(親子でハーバリウム作り)

場 所

四季健康館 他

障がい児学童クラブ

日中一時支援事業

特別支援学校の下校後等、自宅に戻っても家族が仕事をしていたり、体調不良などで見ることができない障がいのある児童を、お預かりして見守りする事業です。

対象者

市内在住の6歳から18歳までの
身体障がい児、知的障がい児



利用日時

月曜日から金曜日の午後3時から6時まで

利用料

自己負担 1日あたり200円（4時間まで）



利用するには

お近くの福祉事務所にご相談ください。
☎ 0299-48-1111（代表）

場所

四季健康館内

ともだちサロン

複合型サロン事業

外出を通して閉じこもり予防、ピアカウンセリングで協力し合う大切さに仲間作りや生きがいづくりの場を提供し、自立への支援をしていくことを目的としています。

対象者

市内在住の障がいがある方
社会参加をしたい方

参加費

50円～1,500円/回
工作費・外出の昼食代等の実費

障がい児・
者のために

開催日

月1回～2回程度（年間：外出3回程度）

場所

四季健康館他



調理実習



カラオケ



協力しながらクリエーション

在宅福祉サービスセンター（小美玉市委託事業）

住民同士の自発的な参加と協力を得て、家事支援や子育て支援を有償で提供する助け合いのサービスです。

内 容

- 衣類の洗濯・補修
- 住居等の掃除・整理・整頓
- 話し相手
- 介護者が外出時の留守番
- 公共機関・病院等への連絡・手続き
- 生活必需品等の買い物
- 食事の支度・世話
- 乳幼児等子どもの世話
- その他、軽易な身の回りの世話

- 病院の送迎及び外出介助
(余暇を目的とする外出は除きます。)

送迎サービスのご利用ができる方

- ①介護保険法に規定する「要介護者」
- ②身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」
- ③内部障害、精神障害、知的障害などにより単独での移動が困難であり、かつ単独で公共交通機関を利用する方が困難な方

対象者（利用会員）

- 日常生活で支援を必要とする高齢者
- 心身に障がいのある方及び病人のいるご家庭
- 子育てに関して支援の必要な方



協力者（協力会員）

- 心身ともに健康である方
- 家事支援、外出介護のできる方
- このサービスの趣旨に賛同できる方
- 送迎は80歳までの方

利用（活動）日時

- 提供日 月～日曜日
(原則12月28日から1月5日までを除きます)
- 提供時間 午前7時から午後8時まで

利用（介助）料

- 30分未満300円 1時間単位600円
- 午前7時から午前9時まで、及び午後5時から午後8時までは1時間100円を加算します。
- 通院介助の送迎サービスにかかる実費は介助券の他に、ガソリン代がかかります。
(10km以下 400円(基本料金)・10kmを超えた場合は1kmごとに20円を加算)

利用会員

日常生活上の家事などで困っておられる方



協力会員

健康な方で、このサービスの趣旨を理解し、家事・介助などのお世話のできる方（経験は特に問いません）

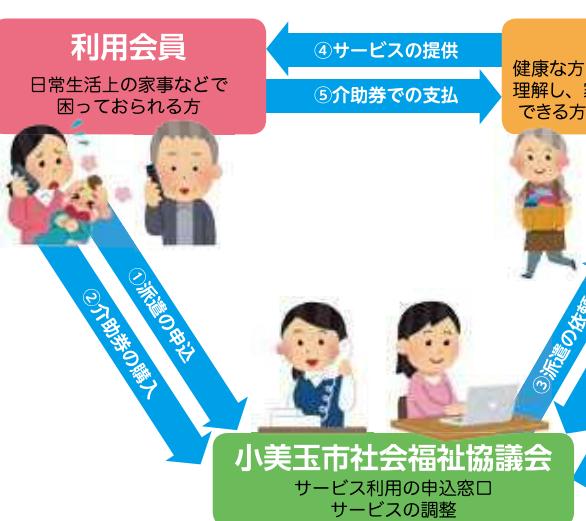


利用会員・協力会員ともあらかじめ登録が必要です。



利用会員がサービスを受けた場合、その時間に応じた介助券を協力会員にお渡しください。

在宅介護を応援するために



福祉機器の貸し出し

ベットや車いすなど福祉機器の必要な方が、在宅で安心して暮らせるように、また、家族の介護負担の軽減を目的として以下のとおり福祉機器の貸し出しを行っています。

対象者

- 市内で在宅生活をしている方（介護保険利用者は除きます）
- 要介護認定において、要支援1・2及び要介護1の認定を受けている方のうち福祉用具の利用が必要と認められる方
- 福祉啓発を目的とした、市内に所在する団体、事業所、学校等（研修目的等）

貸出期間

原則3ヵ月以内。引き続き利用することが必要な場合はご相談ください。

利用料

福祉機器の貸し出しは無料です。

※介護用ベット・吸引器のご利用に際しては消耗品等の実費が必要となります。

- 介護用ベット…マットレス消毒代 3,000円（税別）
- 吸引器…チューブ代 1,800円（税別）

利用するには

本会本所・支所にお申し込みください。

※ご用意できる機器には限りがございます。予約状況を確認いたしますのでお申し込み前にお電話でお問い合わせください。

貸出品目

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ●車いす（自走用・介助用・リクライニング） | ●点滴台 |
| ●介護用ベット | ●歩行用杖（四点杖、三点杖） |
| ●シルバーカー | ●歩行器 |
| ●吸引器 | ●その他 |



車いす（介助用）



介護用ベット



歩行支援用具（シルバーカー）



吸引器

在宅介護を
応援する
ために



点滴台



歩行用杖（四点杖）



歩行器



車いす送迎車（福祉車両）の貸し出し

車いすの利用者及び特に移動が困難な方のために、外出の利便を図り、社会参加の促進を図ることを目的として、車いすのまま乗り降りできる送迎車を貸し出しています。

通院や旅行、イベント参加などにご利用いただけます。

対象者

市内に在住する車いすの利用者または、車いすの身体障がい者（児）、歩行困難な高齢者 など



貸出期間

原則4日以内ですが、利用期間の延長が必要な場合は、ご相談ください。

午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝日及び年末年始を除く)

※時間外についてはご相談に応じます。



利用料

利用料は無料ですが、燃料費として
1km当たり10円を負担していただきます。



利用するには

利用日の5日前までに運転される方の運転免許証の写しを添えて、本会本所・支所にお申し込みください。

※ご用意できる車両には限りがございます。予約状況を確認いたしますので、お申し込み前に電話でお問い合わせください。

在宅介護を
応援する
ために

メモ



介護者のつどい (小美玉市委託事業)

小美玉市にお住まいで、寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している方を対象に、少しでも日々の介護疲れを癒していただき、同じ悩みや経験を持つ人々と交流することで、介護の励みにしていただくことを目的に行います。

内 容

- 技術や知識を習得させる教室、講話等
(福祉機器の見学・健康講座等)
- 介護者同士の交流会及び情報交換会
(社会見学・会食会等)
- リフレッシュを図る外出事業等
(日帰り旅行、または観劇等)

対 象 者

- 市内に居住し市内の介護者を介護している方
- 在宅で要介護1から5までの要介護者を介護する主たる介護者



毎回楽しく参加しています
みんなで介護の疲れを取りましょう



楽しくお食事しながら交流会



介護施設見学

オレンジカフェ (小美玉市委託事業)

認知症について悩みや不安はありませんか？専門職がおりますのでお話をじっくり聞くことができます。

認知症で悩まれている方がいらっしゃいましたらお気軽にご参加ください。

内 容

- 介護の悩みや不安をお話ししたり、サービスの相談ができます。
- 家族同士や当事者同士の交流ができます。
- レストランでゆっくりくつろいで、リラックスできます。

対 象 者

認知症の方と家族のためのカフェですが、どなたでも参加できます。

開催日時

毎月1回 (基本) 奇数月 第二水曜日
偶数月 第二木曜日
午後2時から4時 (出入り自由)

参 加 費

参加費は無料ですが、飲み物またはデザート
(カフェタイムメニュー) 一品をご注文ください。

参 加 費

予約の必要はありません。当日直接お越しください。

場 所

美野里ともいきプラザ「ランチ&カフェ木もれ陽」
小美玉市羽鳥2673-3 ☎0299-28-7721

在宅介護を
応援する
ために



地域ケアシステム推進事業（小美玉市委託事業）

在宅生活で悩みを抱える高齢者や障がいがある方等に対し、最適・効果的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、地域の皆さんの支援をいただいて、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを目的としています。

①対象者は・・・



その他にも、地域で様々な生活課題を抱えて困っている人たちが対象となります。

②民生委員・各種相談員（＊）・市福祉担当窓口などに相談してみましょう。

*各種相談員とは・・・
家庭相談員・身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・青少年相談員などです。

③地域ケアコーディネーターがあなたの希望をお聞きします。

④保健・医療・福祉の関係者で構成される「サービス調整会議」でサービス内容を検討・決定します。

⑤在宅ケアチームが編成され、サービスが開始されます。 (保健・医療・福祉の連携、地域の人々の支援)



サービス調整会議

困っている人のために

支援を必要としている方の心身の状況、経済状況、家庭環境などを踏まえて問題解決を目指す会議です。

実務者会議

医療福祉従事者が定例で集まり、協議や勉強会を通してサービスの質向上や新たな社会資源開発を行い、住民や利用者が安心して暮らせる地域を目指します。



実務者会議の様子

シニア総合相談窓口 おがわ・みのり (小美玉市委託事業)

社会福祉協議会では、市からの委託により65歳以上の方々及びその家族等の初期相談、一人暮らし高齢者の実態把握などの窓口を担っています。

内 容

専門職が介護保険をはじめとする様々な福祉サービスの説明、利用のお手伝いをします。

また、介護・生活・健康など、高齢者を介護している家族の方や地域の方からの相談にも応じます。



対 象 者

- 65歳以上の高齢者
- 介護をしている家族の方など



相談日時

月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分まで
(原則、祝日及び12月29日から1月3日を除きます。)

このような相談に応じます！
(具体的な相談業務)

様々な相談ごと（総合相談）

- 介護予防サービスを利用したい
- 要介護認定の申請を頼みたい
- 身体の機能に不安がある
- 今の健康を維持したい
- 地域にある福祉施設に関する相談
- 悪質な訪問販売の被害に遭った
- 財産管理に自信が無くなった
- 虐待にあっている人がいる
- 虐待をしてしまう など

実態把握（定期訪問）

- 近所の一人暮らしの高齢者が心配
- 一人暮らしのため、何となく不安 など



相 談 料

無料

場 所

小川・玉里地区 小美玉市シニア相談窓口おがわ
小美玉市小川2-1
(小川保健相談センター内)
☎ 0299-58-7770 (直通)

美野里地区 小美玉市シニア相談窓口みのり
小美玉市部室1106
(四季健康館内)
☎ 0299-35-7172 (直通)

お気軽にご相談
ください。



困っている
人のために

心配ごと相談（弁護士相談・一般相談）（小美玉市委託事業）

市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、道しるべを示すことにより、住民の方の生活上の不安を和らげることを目的に実施しています。

内 容

- 一般（困りごと）相談
- 弁護士（法律）相談

対 象 者

小美玉市にお住まいの方

相談日時

原則、毎月第1水曜日・・・・・・一般相談
毎月第2・4水曜日・・・弁護士相談
※5月・12月は第3水曜日も開設
午後1時30分から4時30分まで
※相談時間は1回約30分でお願いしています。



相 談 料

無料

相談するには（弁護士相談）

- ①電話にて、予約状況を確認の上、お申し込みください。
- ②当日は予約時間に遅れないように窓口で受付をしてください。
- ③相談時間が限られていますので、要点（いつ、どこで、誰が、どうした等）の整理と、必要な書類をご持参の上相談に臨んでください。
※一般相談については予約の必要はありません。
(先着順)

場 所

本 所：玉里保健福祉センター
☎ 0299-37-1551
小川支所：小川保健相談センター
☎ 0299-58-5102
美野里支所：四季健康館
☎ 0299-36-7330

メモ

困っている人のために

生活福祉資金貸付 (茨城県社協委託事業)

低所得者、高齢者、障がい者世帯に対して、自立更生を目的として、以下の資金の貸し付けを行っております。

資金の種類と対象者

資金の種類		対象世帯
総合支援資金	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	低所得世帯
福祉資金	福 祉 費	低所得世帯
	緊急小口資金	障がい者世帯 高齢者世帯 (日常生活上療養、または介護を要する高齢者が属する世帯)
教育支援資金	教育支援費 就学支度費	低所得世帯
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得高齢者世帯
	要保護世帯向け不動産 担保型生活資金	要保護高齢者世帯

貸付の条件

貸付の種類によって、貸付限度額や貸付利子、据え置き期間、償還期間等の条件がありますので、条件の詳細については、お気軽にお問い合わせください。

利用するには

本会本所・支所へご相談ください。

小口貸付資金

貸付の条件

- 市内に3ヵ月以上居住する低所得者等の要援護者と認められる方で、自立更生の意欲のある方
 - 生活福祉資金の滞納のない方
- ※連帯保証人が必要となります。

資金の使途

- 医療費または介護費の支払い
- 金銭等の盗難、紛失
- 火災やその他の災害による被災
- 年金、保険、公的給付等の受給開始までのつなぎ資金
- 日用品等の購入資金 など

貸付金額及び償還方法

- 貸付金額…5万円以内
- 貸付利子…無利子
- 償還期間…1年以内

困っている
人のために

利用するには

本会本所・支所へご相談ください。

日常生活自立支援事業（茨城県社協委託事業）

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用支援等を行うものです。

内 容

- 福祉サービスの情報提供や利用の手続き
- 公共料金の支払いや日常的なお金の管理
- 日常生活に必要な事務手続き
- 通帳や証書、実印など大切な書類のお預かり



対 象 者

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方となります。



利 用 料

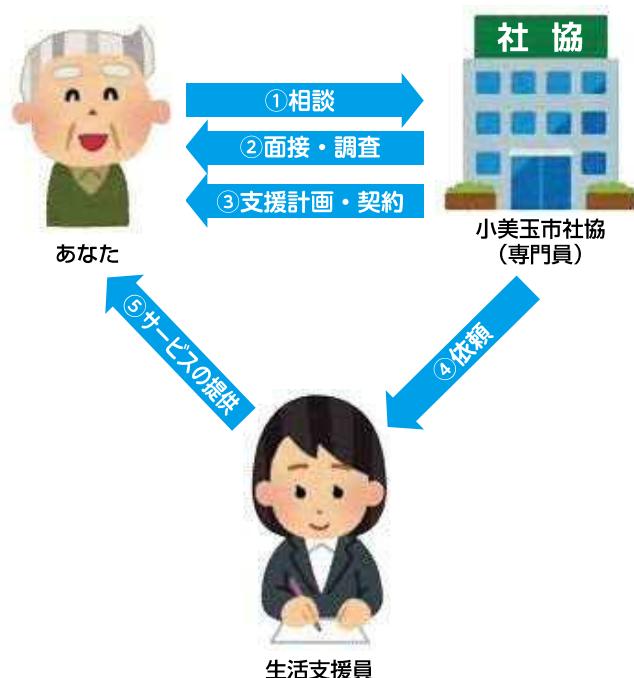
相談、支援計画の作成契約を結ぶことは無料です。
お手伝い（支援・サービス）については、下記のとおりです。

福祉サービスの利用手続きや 金銭管理などのサービス	1時間あたり 1,100円
通帳や証書、印鑑などを 預かるサービス	1ヵ月あたり 500円

※生活保護を受けている方は、利用料が免除となります。
※支援に伴う交通費についても、実費負担をしていただくことがあります。

利用するには

- ①社会福祉協議会小川支所・美野里支所へご連絡ください。
- ②専門員が、困っていることや希望を伺い、支援の内容や回数を一緒に考えます。
- ③検討のうえ、契約内容と支援計画を提案します。
- ④内容を確認のうえ、利用契約を結びます。
- ⑤支援計画に沿って「生活支援員」がサービスを提供します。



困っている
人のために

公益事業（保健福祉施設の管理運営）

《四季健康館内健康風呂・いきがい大広間》（☎ 0299-36-7330）

○利用時間 午前10時から午後8時まで 休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始

市内居住者			市外居住者	
一般（下記以外の方）	310円		一般（下記以外の方）	630円
70歳以上、小学生以下	100円		70歳以上、小学生以下	310円
心身障がい児（者）、生活保護法による被保護者	無料		心身障がい児（者）、生活保護法による被保護者	310円
3歳児以下	無料		3歳児以下	無料

※健康風呂、いきがい大広間のいずれか一方だけのご利用についても同額となります。

《四季の里ターゲットバードゴルフ場》

○利用時間 午前9時から午後4時30分まで

※最終スタート 午後3時

○休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）及び年末年始



市内居住者	
一般（下記以外の方）	210円
70歳以上、小学生以下、心身障がい児（者）	無料
市外居住者	
一般（下記以外の方）	420円
小学生以下	無料

《貸館》

●利用の申し込み

施設のご利用を希望される方は、利用申請が必要となります。2ヵ月前から受け付けをいたしますので、3日前までに社会福祉協議会本支所にお申し込みください。（郵送可）

※予約状況を確認いたしますので、お申し込み前に必ずお問い合わせください。

◆利用料金（令和2年4月より）

●小美玉市玉里保健福祉センター 休館日：土日、祝日、年末年始（☎ 0299-37-1551）

	集団健診室	栄養指導室	視聴覚教室	和室
9:00～12:00	2,200円	1,540円	880円	880円
13:00～17:00	2,750円	1,980円	1,100円	1,100円
9:00～17:00	4,950円	3,520円	1,980円	1,980円

●小美玉市小川保健相談センター 休館日：土日、祝日、年末年始（☎ 0299-58-5102）

	研修室	調理室	母子指導室	機能回復訓練室
9:00～12:00	880円	1,540円	880円	880円
13:00～17:00	1,100円	1,980円	1,100円	1,100円
9:00～17:00	1,980円	3,520円	1,980円	1,980円

●小美玉市四季健康館 休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始（☎ 0299-36-7330）

	栄養指導室	ヘルシーカルチャールーム	クラフトセンター	介護者教育室
9:00～12:00	1,540円	880円	880円	880円
13:00～17:00	1,980円	1,100円	1,100円	1,100円
17:00～20:00	1,540円	880円	880円	880円
9:00～17:00	3,520円	1,980円	1,980円	1,980円
9:00～20:00	5,060円	2,860円	2,860円	2,860円
13:00～20:00	3,520円	1,980円	1,980円	1,980円

※ 3施設とも、市外の方の利用料金は2倍相当額となります。また、個人や2～4人の団体及び営利目的の団体については、利用することはできません。

その他の福祉のために

収益事業

本会独自の地域福祉活動を展開するため、自主財源確保の一環として、美野里ともいきプラザ「ランチ&カフェ木もれ陽」や四季健康館内売店の運営、市内公共施設への自動販売機設置による収益事業を実施しています。

ランチ&カフェ 木もれ陽 手作り工房 わくわくショップ

「ランチ&カフェ 木もれ陽」は地域活性化のため、地元の食材で作った料理を提供するコミュニティーレストランです。

まちづくりの拠点として地域の人々が出会い、つながり、元気になれる場所として、新しいコンセプトの飲食店を目指しています。

「手作り工房わくわくショップ」は雑貨や小物、アクセサリーや手芸品、お菓子など地域の皆さんの交流から生まれた、わくわくする手作り品を多数販売しています。お気軽に立ち寄りください。

また、出品希望の方もお気軽にご相談ください。

●定休日：土・日曜日・祝日

●営業時間：午前 11 時から午後 5 時 30 分まで

※ワンコインデザートタイム：午後 2 時から午後 5 時まで
美野里ともいきプラザ内

小美玉市羽鳥 2673-3 ☎ 0299-28-7721



オードブルも承ります。



手作り工房わくわくショップ



四季健康館売店

四季健康館売店

四季健康館の利用者の利便性を図るため、売店の運営を行なっています。

収益は、福祉事業に活用されます。

●定休日：月曜日、年末年始

●営業時間：午前 10 時から午後 7 時 30 分まで

四季健康館内

小美玉市部室 1106 ☎ 0299-36-7330

自動販売機の設置

募金等ができる販売機を市内の公共施設に設置しております。

収益は、赤い羽根募金や福祉事業に活用されます。



募金ができる自動販売機

●設置場所
玉里保健福祉センター、四季健康館、美野里ともいきプラザ
小美玉市役所、小川総合支所、玉里総合支所、小川保健相談センター
美野里公民館、農村環境改善センター、希望ヶ丘公園管理棟
生涯学習センターコスモス、空のえき そ・ら・ら 等

社協の窓口はこちらです。お気軽にお越しください。

本 所

〒 311-3436
小美玉市上玉里 1122 番地
(玉里保健福祉センター内)

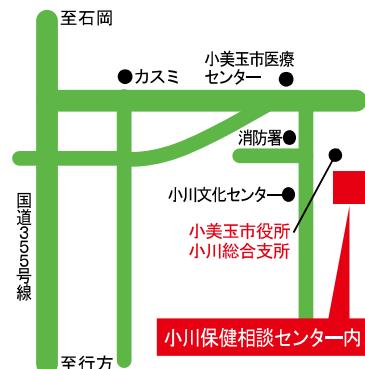
電 話 0299-37-1551
F A X 0299-37-1552



小川支 所

〒 311-3423
小美玉市小川 2 番地 1
(小川保健相談センター内)

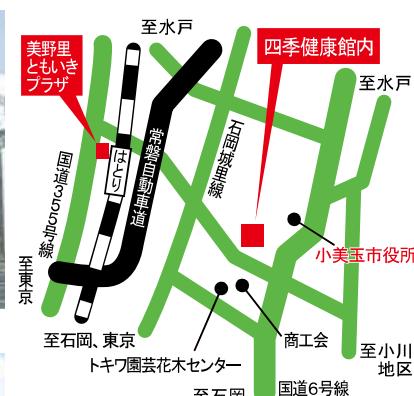
電 話 0299-58-5102
F A X 0299-58-5302



美野里支 所

〒 319-0132
小美玉市部室 1106 番地
(四季健康館内)

電 話 0299-36-7330
F A X 0299-48-0044



美野里ともいきプラザ

〒 319-0123
小美玉市羽鳥 2673 番地 3
☎ 0299-28-7721

社会福祉協議会

ホームページ <http://www.omitama-shakyo.or.jp/>
E-mail omitama@omitama-shakyo.or.jp

市福祉担当窓口へのご相談は 0299-48-1111(代)へお電話ください。